

○岡山市立犬島自然の家条例施行規則

平成10年11月24日  
市教育委員会規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立犬島自然の家条例(平成10年市条例第51号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 岡山市立犬島自然の家(以下「自然の家」という。)に所長を置く。

2 自然の家に主事その他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主事その他の職員は、上司の命を受けて所務に従事する。

(事務)

第4条 自然の家における事務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自然の家事業の企画及び執行に関すること。
- (2) 利用者に対する指導及び助言に関すること。
- (3) 使用料の収納に関すること。
- (4) 施設・設備の維持管理に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 文書の收受発送及び保存に関すること。
- (7) 調査、統計、記録に関すること。
- (8) 広報、宣伝に関すること。
- (9) その他自然の家の事務に関すること。

(休所日)

第5条 自然の家の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日(7月15日から8月31日までの期間を除く。)。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日以後最初に到来する祝日法による休日でない日

(2) 12月29日～1月3日

2 所長が、自然の家の管理上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(勤務時間等)

第6条 職員の勤務時間及び休憩時間は、所長が別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、岡山市教育委員会事務局職員の例による。

(施設使用の許可申請)

第7条 自然の家を使用しようとする者は、自然の家使用許可申請書(様式第1号)により岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に使用日の10日前までに申請しなければならない。ただし、宿泊室を休憩により使用する場合並びに食堂・厨房、風呂及びシャワーを使用する場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の使用を許可したときは、自然の家使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由で使用ができなくなった場合
- (2) その他教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

(行為の許可申請)

第8条の2 条例第11条に掲げる行為(第9条第2項において「行為」という。)をしようとする者は、自然の家内行為許可申請書(様式第3号)により教育委員会に申請をしなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、その結果を自然の家内行為許可・不許可通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事務決裁)

第9条 岡山市立犬島自然の家の事務決裁については、次項に定めるものを除き、岡山市教育委員会事務処理権限規則(平成23年市教育委員会規則第11号)に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程(平成7年市教育委員会訓令甲第1号)の規定を準用する。この場合において「課長」とあるのは「生涯学習課長」と読み替えるものとする。

- 2 自然の家の施設等の使用許可及びその取消し並びに行為の許可及びその取消しの決定は、所長の専決事項とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、自然の家の管理について必要な事項は、教育委員

会の承認を得て生涯学習課長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成11年市教育委員会規則第5号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年市教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市教育委員会規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年市教育委員会規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市教育委員会規則第14号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年市教育委員会規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市教育委員会規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年市教育委員会規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年市教育委員会規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

岡山市立犬島自然の家使用許可申請書							
							年 月 日
岡山市教育委員会 様							
〒 _____							
住 所 _____							
氏 名 _____							
(団体の場合代表者) _____							
TEL _____				(FAX) _____			
下記のとおり使用許可を申請します。							
使用施設	使用内容等						
宿 泊	令和	年	月	日	午後 4時から		
	使用人数	大人	人	小人	人	午前10時まで	4歳未満 計
休 憩	令和	年	月	日	( 時) から ( 時間)		
	使用人数	大人	人	小人	人	4歳未満 計	人
天体観測室	令和	年	月	日			
天体講習室 (～80人程度)	令和	年	月	日	( 時) から ( 時間)		
			月	日	( 時) から ( 時間)		
			月	日	( 時) から ( 時間)		
研 修 室 (～10人程度)	令和	年	月	日	( 時) から ( 時間)		
			月	日	( 時) から ( 時間)		
			月	日	( 時) から ( 時間)		
※食堂・厨房	令和	年	月	日	( 時) から ( 時間)		
※風呂・シャワー	令和	年	月	日			
シーカヤック	令和	年	月	日	午前・午後		
	使用人数	大人	人	小人	人	計	人
使用艇数	艇			(小学校4年生以上)			
物品販売や 募金行為の 有無	(1)物品・サービスの販売や宣伝、勧誘、展示など					有	無
	(2)募金その他これに類する行為					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<small>※「有」にチェックした場合は、「岡山市立犬島自然の家内行為許可申請書」を別途ご提出ください。</small>							

◎ ※は宿泊・休憩の場合は記入不要です。

◎ 小人とは4歳～中学生です。ただし、シーカヤックの使用は、安全性を考慮し、対象を小学校4年生以上とします。

様式第2号(第7条関係)

岡山市立犬島自然の家使用許可書						
					許可第	号
					年	月
					日	日
様						
岡山市教育委員会						
印						
下記のとおり使用を許可します。						
記						
使 用 区 分	内 容					
宿 泊	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
		年	月	日	午前・午後	時まで
	使用室：	洋室・和室				
	使用人員：	男	人(大人	人, 小人	人)	
		女	人(大人	人, 小人	人)	
		計	人(大人	人, 小人	人)	
休 憩	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
					午前・午後	時まで
	使用室：	洋室・和室				
	使用人員：	男	人(大人	人, 小人	人)	
		女	人(大人	人, 小人	人)	
		計	人(大人	人, 小人	人)	
天 体 観 測 室	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
		年	月	日	午前・午後	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)				
天 体 講 習 室	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
		年	月	日	午前・午後	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)				
研 修 室	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
		年	月	日	午前・午後	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)				
食 堂 ・ 厨 房	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
					午前・午後	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)				
風 呂	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
					午前・午後	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)				
シ ャ ワ ー	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
					午前・午後	時まで
	使用人員：	人(大人 人, 小人 人)				
シ ー カ ヤ ッ ク	使用期間：	年	月	日	午前・午後	時から
					午前・午後	時まで
	使用艇数等：	艇(使用人員 人)				
備 考						

※小人とは4歳以上中学生以下の者をいい、大人とは小人以外の者(4歳未満の者を除く。)をいう。

様式第3号（第8条の2関係）

岡山市立犬島自然の家内行為許可申請書

令和 年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請人 住 所  
氏 名  
電 話

私は、岡山市立犬島自然の家内で次に掲げる行為を行いたいので、岡山市立犬島自然の家条例第11条の規定に基づき申請します。

行為の種類 (該当するものに チェック)	<input type="checkbox"/> 物品・サービスの販売、宣伝、勧誘、展示など <input type="checkbox"/> 募金活動その他これに類する行為
行為の内容	
許可を受けよう とする期間	令和 年 月 日 ( ) 時から 令和 年 月 日 ( ) 時まで (ただし、犬島自然の家の休所日を除く。)

様式第4号（第8条の2関係）

令和 年 月 日

## 岡山市立犬島自然の家内行為許可・不許可通知書

様

岡山市教育委員会

令和 年 月 日付で申請のありました岡山市立犬島自然の家内における行為について、次のとおり決定したので、岡山市立犬島自然の家条例施行規則第8条の2の規定により、通知します。

### 1. 行為許可した場合

申請者	
許可する行為の種類及び内容等	
許可の期間	令和 年 月 日（ ） 時から 令和 年 月 日（ ） 時まで

### 2. 不許可とした場合

不許可とした理由
----------

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条の2関係)

様式第4号(第8条の2関係)